

広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(前文省略)</p> <p>(市民の役割)</p> <p>第6条 市民は、障害及び障害者に対する関心と理解を深めるとともに、本市が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めることによって、第3条の基本理念の実現に積極的な役割を果たすものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第2章 障害を理由とする差別の禁止 (不当な差別的取扱いの禁止)</p> <p>第7条 本市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、不当な差別的取扱いにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。</p> <p>(合理的配慮の実施)</p> <p>第8条 本市は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者又はその家族その他の関係者（以下「障害者等」という。）から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合においては、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮をしなければならない。</p> <p><u>2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者等から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合においては、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮をするように努めなければならない。</u></p> <p>第3章 障害を理由とする差別を解消するための体制の整備等</p> <p>第1節 相談体制の整備等 (相談体制の整備)</p> <p>第9条 本市は、障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずることができるよう、必要な体制を整備するものとする。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(前文省略)</p> <p>(市民の役割)</p> <p>第6条 市民は、障害及び障害者に対する関心と理解を深めるとともに、本市が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めることによって、第3条の基本理念の実現に積極的な役割を果たすものとする。</p> <p><u>(社会的障壁除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)</u></p> <p><u>第7条 本市及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。</u></p> <p>第2章 障害を理由とする差別の禁止 (不当な差別的取扱いの禁止)</p> <p>第8条 本市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、不当な差別的取扱いにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。</p> <p>(合理的配慮の実施)</p> <p>第9条 本市<u>及び事業者</u>は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者又はその家族その他の関係者（以下「障害者等」という。）から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合においては、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮をしなければならない。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第3章 障害を理由とする差別を解消するための体制の整備等</p> <p>第1節 相談体制の整備等 (相談体制の整備)</p> <p>第10条 本市は、障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずることができるよう、<u>人材の育成及び確保のための措置その他の</u>必要な体制を整備するものとする。</p> <p>(以下省略)</p>